

## 香港法律年度開始式参加報告

国際委員会 委員長 山原 英治 (44 期)  
副委員長 富松 宏之 (64 期)  
委員 磯部 たな (67 期)  
委員 伊與田有子 (67 期)

### 1 法律年度開始式典

法律年度とは、英米法において、裁判官が法廷を主宰する期間を指し、各国によってその始期が異なるものの、香港では毎年1月にこれが開始する。法律年度開始式典とは、このような法律年度が開始することを祝するセレモニーである。香港には2つの弁護士会が存在することや、当会が2012年にこれらの弁護士会と友好協定を締結していることはLIBRA 2016年2月号及び11月号に詳しい。

2019年1月14日に開催された法律年度開始式典は、大きく2つのパートより構成されており、儀仗隊によるパレード視察と最高裁長官等による演説とが行われる。後者の演説について、今年は、Chief Justice of the Court of Final AppealのGeoffrey Ma Tao-li氏（以下「Ma氏」という）、女性初の香港律師會の会長となったMelissa K. Pang氏（以下「Pang氏」という）らが登壇した。

Ma氏は、昨年は、裁判所が、論争の対象となるような様々な事案を処理したことに触れ、裁判所の本来的機能は、法的紛争を解決することであって、政治的・社会的問題や経済的問題はその対象外であること、また、建設的な批判は歓迎し、表現の自由は尊重されるべきであるが、誤解や不正確な事実を基にそうした批判がなされるべきではないと述べた。この点については、Pang氏も、昨年7月に香港大律師公會と香港律師會が共同で発表した譴責声明を紹介し、理性的な議論が行われるべきであって、裁判官に対す



る個人攻撃はあってはならないと強調した。こうした発言の理由は、香港の高等法院（高等裁判所）が2018年中に刑事裁判で判決を宣告した事案について、SNSに裁判長を誹謗中傷するメッセージが多数掲載され、同人の写真や個人情報がインターネット上に掲載されたという事件があったためと思われる。

日本においては、こうした式典は存在しないが、香港の法律年度開始式典については新聞等でも取り上げられ、社会的にも一定程度関心を集める行事であることを考慮すると、法曹関係者から国民に対して司法制度のあり方について発信する機会（特に、文書の公表のみならず、スピーチで訴えかける機会）が定期的にあることは、国民との間の制度理解等の齟齬を解消又は減少させる相応の効果が見込まれるものであり、有意義であるように感じられた。

## 2 Presidents' Roundtable

この会合は、上記の法律年度開始式典に先行して開催される各弁護士会・団体の代表者のみが出席できる「首脳会議」であり、当会からは元会長である瀧上玲子会員（以下「瀧上元会長」という）が出席し、山原英治委員長がオブザーバーとして参加した。冒頭で Pang 氏の歓迎挨拶があり、続いて香港での二つの法的発展について言及があった。第一に、2018年3月1日から、反マネーロンダリングに関する依頼者に対する due diligence と記録の保存義務が弁護士に課せられたという点である。第二に、仲裁令（Arbitration Ordinance）改正により、2019年2月1日施行の「第三者による香港での仲裁制度へのファンディング」の制度が法的根拠を得るという点である。香港は、従前から世界の仲裁センターとしての名声が高いが、財務上の基盤強化を更に図る趣旨とかがえた。更に、弁護士業が過酷な労働環境にあるという一般論の中において、いかに有能な若い才能を獲得していくか、という問題意識が披瀝され、この冒頭挨拶に続くテーマ毎の参加者による討論に対して基調を示した。

その後、法曹の基本的役割、社会的インフラの拡大、有能な人材の確保という各テーマについて、参加者による討

論がなされた。有能人材獲得の点では、法の中での女性のリーダーシップを確保する努力によって「多様性と包摂」を実現し、もって法曹界を魅力のあるものとする、ということなどが報告され、この点は、我が国法曹界において、なお構造的男性優位の風潮が女性の法曹界への参加にとって支障になり、或いは有能人材の獲得に支障になっているかもしれない、と感じさせるものだった。

## 3 おわりに

上記のほか、立法会を訪問し、香港の立法会の機能（法律の改訂・予算の承認等）や歴史を学ぶとともに、参加者間で交流を行った。当委員会は「若手育成」の執行部の方針に従って香港の法律年度開始式典への若手の派遣を特に重視してきたが、香港側も多数の若手会員が参加しており、将来の布石として有益であった。香港側は複数回の会食の機会を設定し、各国からの参加者を歓迎したため、和やかな雰囲気の中、中国本土の人権問題等の機微な問題を含め、率直な意見交換を個別に行うことができた。

今回は、瀧上元会長を含め計5名で参加し、各弁護士会・団体の派遣人員と比較すると多いメンバーを構成することができたため、香港側には当会が「香港を重視している」との印象を与えることができたようである。とりわけ、当会初の女性会長となった瀧上元会長が香港律師會初の女性会長となった Pang 氏と邂逅できた歴史的意義は大きい。東京での午前中の会合に間に合わせるため早朝帰朝便のご負担にも拘わらずご参加いただいた瀧上元会長に感謝したい。

香港とは日弁連企画の下に複数の会員を研修目的で交互に交換し、当委員会所属会員の事務所でも数週間の受け入れ実績がある。研修終了後の仕事の紹介や協働機会もある。当委員会は、引き続き、当会と香港の弁護士会との間の関係の深化・醸成に尽力するものである。



## シンポジウム

### 「公益通報制度の新次元～いよいよ実現に動き出した法改正と認証制度による差別化～」

公益通報者保護委員会委員 角田 篤紀 (66 期)

#### 1 シンポジウムの開催

本年3月1日、弁護士会館において、東京三弁護士会共催の標記シンポジウムが開催された。公益通報者保護法（以下「本法」という）は、2006年4月に施行され、13年が経過しようとしている。報道される企業の不祥事の内には、内部通報が端緒となったものも少なくない。通報者は本法により保護されるはずであるが、通報者に対し解雇や左遷等の不利益が及んだという事例も後を絶たず、本法を含む現行の公益通報者保護制度の実効性が不十分であることはたびたび指摘されてきた。一方で、2018年1月から12月にかけて、内閣府消費者委員会では公益通報者保護専門調査会が開催され、本法の改正に向けた報告書（以下「調査会報告書」という）\*1が答申されたところである。また、内部通報制度に関する認証制度の導入が公表され、2019年2月から認証制度のうち自己適合宣言登録制度の登録申請受付が開始された。

このように、本法改正が現実化し始めたこと、認証制度の運用が開始されたことから、それらの意義を探るとともに、課題を検討するため、本シンポジウムが開催されることとなった。当日、来場者数は166名に上り、さらにテレビ電話会議システムを使用し大阪弁護士会へ中継も行われ、盛況なシンポジウムとなった。

#### 2 第1部 基調講演「公益通報者保護制度について」

消費者庁消費者制度課の大森崇利企画官から、公益通報者保護法の概要について説明がなされた。

(1) 本法改正に関しては、調査会報告書のポイントの解説がなされ、特に以下の点の指摘があった。

- ① 民間事業者に対する内部通報体制整備義務を課すべきこと（ただし、常時雇用する労働者数300人以下の

民間事業者については努力義務）。

- ② 公益通報の要件のうち、行政機関に対する通報（本法3条2号、いわゆる「2号通報」）における「真実相当性」要件を緩和すべきとされたこと。
- ③ 労務提供先等に対する通報（本法3条1号、いわゆる「1号通報」）において、窓口担当者の守秘義務については、明文化すべきとはされなかったこと。
- ④ 通報を裏付ける資料の収集行為については、適法であることを明文化するのではなく、収集行為に関する責任の有無についての裁判例等の周知を進めるべきとされたこと。

- (2) また、優れた内部通報制度を整備・運用する企業を高く評価する認証制度について、認証制度検討会による報告を経て、「自己適合宣言登録制度」及び「第三者認証登録制度」が導入されることとなり、2019年2月に前者の申請受付が開始されたこと、等が示された。



内部通報認証制度のシンボルマーク  
（本シンポジウムにおける消費者庁資料より引用）

#### 3 第2部 パネルディスカッション

##### (1) パネリスト

パネリストとして、駿河台大学名誉教授の水尾順一さん、メタウォーター株式会社法務部長の中村美華さん、林尚美弁護士（大阪弁護士会）、遠藤輝好弁護士（第二東京弁護士会）にご登壇いただいた。コーディネーターは宮城朗会員が務めた。

なお、中村さんと林さんは、内閣府公益通報者保護専門調査会の委員であり、水尾さんは認証制度検討会の座長、遠藤さん及び中村さんは同検討会の委員であった。

\* 1 : [https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/doc/20181227\\_koueki\\_houkoku.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/doc/20181227_koueki_houkoku.pdf)



## (2) 本法改正問題

### ア 通報者による資料収集行為の適法性

遠藤さんからは、現行法の下での裁判例として「公益通報のために必要な証拠書類（またはその写し）の持出し行為も、公益通報に付随する行為として、同法による保護の対象となると解される」としたもの（神戸地判平成20年11月10日）が挙げられ、資料収集の目的、手段、資料と通報内容の関連性から適法性が判断される傾向にあることの指摘がなされた。

調査会報告書において、証拠収集行為の適法性について明文化すべきとされなかったことにつき、林さんはこれを明文化すべき旨述べられた。すなわち、現行法では違法行為の立証責任が通報者にあることを前提として、現状、内部通報体制が整備されているとはいえない企業等が多数であるため通報者がマスコミ等へ外部通報（本法3条3号、いわゆる「3号通報」）せざるを得ないこと、外部通報の要件としては真実相当性が要求されているために通報者が資料を外部に持ち出さざるを得ないこと、そうすると、窃盗罪等の刑事責任・解雇等の可能性があるため通報者が通報を踏みとどまってしまう、という悪循環があることを指摘された。

### イ 通報受付窓口における守秘義務のあり方

公益通報を行った労働者が解雇等の不利益処分を受ける事態を抑止するためには、通報を受け付ける内部・外部窓口、調査検討部門が、他の部門から独立性を保持し、通報者個人と通報対象事実に関する情報が遮断されて秘密が保持されていることが絶対条件である。その一方で、それらすべてを受付部門から出せないとなると、効果的な調査ができない。そこで、「1号通報」「2号通報」「3号通報」のそれぞれについて、守秘義務はどうあるべきかが議論された。

特に、「1号通報」（労務提供先等に対する通報）に関し、通報受付窓口担当者等の守秘義務については、報告書では、事業者内部の体制整備の問題とされ、また、窓口担当者個人の守秘義務の法定は見送られている。

この点について、林さんは、窓口担当者に守秘義務を負わせると当該担当者が委縮するなどの意見が出たことが

ら、検討会でも意見がまとまらなかったが、通報者が通報を躊躇しないためにも、守秘義務の法定が必要であるとされた。

これに対し、中村さんは、窓口担当者個人に対する守秘義務を明文化するのではなく、事業者に対する秘密保持体制の整備義務を規定すべきであるとされた。

### (3) 認証制度について

認証制度検討会の座長であった水尾さんは、その効果について、一定の内部通報制度を備えた事業者の信頼性を向上させるものであり、業績の向上に繋がるという点が強調された。

認証制度の全体的仕組みについては、認証制度検討会委員であった遠藤さんから、同制度が「自己適合宣言制度」と「第三者認証制度」からなること、前者が、いわゆるPDCAサイクルの「P（システム構築）」と「D（システム運用）」の部分、後者はP及びDに加え、「C（機能再チェック）」と「A（システム改善）」の部分も担う、という説明がなされた。

なお、認証制度のうち、自己適合宣言登録制度の審査機関は公益社団法人商事法律研究会が指定されている。同会担当者の会場発言において、自己適合宣言登録制度はあくまで事業者自らが内部通報制度の審査基準\*2への適合状況についての評価するものであること、したがって、自己適合宣言登録制度の審査は書類審査であること、登録期間は1年間であり更新が可能であること、等の説明もなされた。

中村さんからは、事業者としての立場から、登録するメリットは社会の評価次第であるとされたうえ、審査基準のうちにはハードルが高いものがある（例えば、社内リニエンシーに関する項目）との指摘がなされた。

## 4 今後の課題

本法の改正は今まさに動き出したところであるが、それでもまだ通報者保護には不十分な点もあることが、本シンポジウムにおいて浮き彫りにされた。認証制度の導入により、企業の自主的な取り組みが促されるころではあるが、さらなる議論の必要性が痛感された。

\* 2 : <https://wcms2.shojihomu.or.jp/WCMS認証「自己適合宣言登録制度」審査基準／審査項目>

## 公開学習会

### 「学習指導要領と教科書をセクシュアル・マイノリティの視点で考える」

性の平等に関する委員会委員 本多 広高 (58 期)

#### 1 概要

2019年3月8日弁護士会館にて、性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチームは「学習指導要領と教科書をセクシュアル・マイノリティの視点で考える」というテーマで公開学習会を教員等を招いて開催した。冒頭に寺原真希子委員より基調報告があった。

#### 2 渡辺大輔埼玉大学基盤教育研究センター准教授の講演

続いて、渡辺氏より「学習指導要領と性の多様性」について次のような講演があった。

2017・2018年に改訂された新学習指導要領においてもこれまでと同様に各学校において適切な教育課程を編成することや、示していない内容を加えて指導することができることを認めているが、教育行政機関は、最高裁判決による大綱的基準という性格よりも法的拘束力を強調する傾向にある。

新学習指導要領には、小学校保健で「異性への関心が芽生えること」、中学校保健で「異性への関心が高まったりする」との記述が残っている。もっとも高等学校の政治・経済や家庭、中学校の道徳の教科書には、性の多様性に関することを載せているものもある。

現状として、性の多様性を義務教育できちんと学ぶ機会がなく、あるとしても縁辺化されている。

#### 3 遠藤まめた氏の講演

遠藤氏より「多様な性と子どもたちの現状」について次のような講演があった。

【にじーず】というLGBT（そうかもしれない人を含む）のための居場所として、毎月1回何をしてもよい場所を開いている。子どもたちにセクシュアリティを尋ねるとひとりひとり違うことを答える。今日の題名もLGBTではなく多様な性にした。

LGBTは自殺対策におけるハイリスク層とされている。

LGBTをネタとした差別・からかいを8割の子がみたことがあり、ゲイだと思ったときにはネガティブに思うし、隠さなくてはいけないし、居場所も無くなる。カミングアウトの相手は先生や大人よりも同級生である。差別問題が解消されるのに有効なこととして、当事者がカミングアウトしてロールモデルになること、また、ポジティブに発信する人が態度モデルになることがある。



#### 4 パネルディスカッション

講演を受けて、講師2名と谷田和樹委員とのパネルディスカッションがあった。

学校現場でおきている問題として、遠藤氏は、子どもたちの間でアウティングがあることや、カウンセラーが子どもからカミングアウトされるとそれを親に言おうとすることがあること、低年齢で気がついた子が秘密にする権利を守ることがすごく大変であることを述べた。渡辺氏は、小学校1年生からすでに男らしさ女らしさの枠組みから外れるといじめを受けることがあり、そうであるからにはその前に性の多様性を教えることが発達段階に合うと述べた。

遠藤氏は、図書館や保健室に性の多様性に関する物やマンガを置くこともよいと述べた。

#### 5 質疑応答

会員から私たち弁護士ができることについて質問があり、遠藤氏は弁護士には子どもが持っている権利の話をしてほしいと希望し、渡辺氏は、中高大の子が婚姻の法的効果について知らないことや子どもの権利条約について学ぶことがないことを指摘した。